

茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領の運用基準

平成26年7月23日制定

茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の運用基準は下記の通りとする。

記

1. 措置要領第2条関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定した時とする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2. 措置要領第3条第3項関係

第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないこと。

3. 措置要領第4条第2項関係

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することになった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないこと。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものであること。

4. 措置要領第4条の2関係

- (1) 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- (2) 各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うものとする。
- (3) 「他の公共機関」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他職員が所属する機関をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものとする。更に私人ではあっても、

その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

5. 措置要領別表第1関係

- (1) 市発注工事等及び一般工事等のいずれかの工事においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。(第5号から第8号まで)

イ 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

ロ 第三者の行為等により生じたものであると認められる事故(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

- (2) 市発注工事等における事故(第5号及び第7号関係)について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。

イ 市が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は事故報告や市の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

- (3) 一般工事等における事故(第6号及び第8号)について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

6. 措置要領別表第2関係

- (1) 別表第2第3号及び第4号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。ただし、各号に規定する期間の短期を下回る場合においては、各号に規定する短期の期間とする。

- (2) 「業務」(第3号、第4号及び第9号関係)とは個人の私生活上の行為以外の有資格者業者の業務全般をいうものとする。

(3) 建設業法違反行為（第7号及び第8号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が千葉県及び近県の区域内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合

(4) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第9号関係）とは原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が千葉県及び近県の区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 市発注工事等に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等著しく信頼関係を損なう行為があった場合